

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)生産緑地地区の変更(芦屋市決定)

岩園7生産緑地地区の廃止

(説明事項)

計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）生産緑地地区の変更（芦屋市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中，下記の生産緑地を廃止する。

名称	面積	備考
岩園7生産緑地地区	約0.11 ha	(1,140 m ²)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

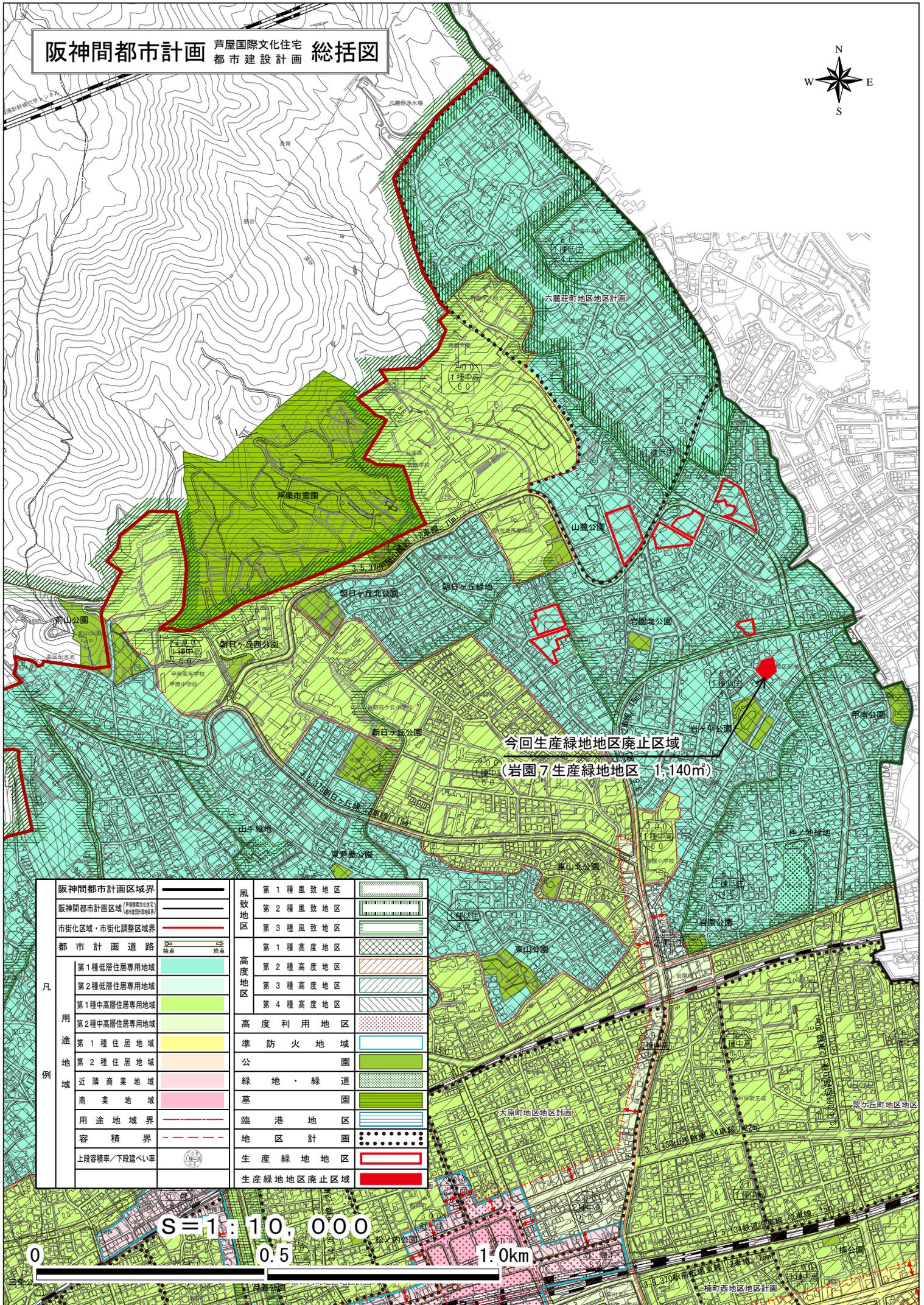
理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

主たる農業従事者の「農業に従事することを不可能にさせる故障」により、生産緑地の買取り申し出があったが、当該生産緑地の所有権移転が行われなかったため、行為制限の解除に至り、農地として計画的、永久的に保全することが困難となった生産緑地地区を廃止するものである。

阪神間都市計画 芦屋国際文化住宅 都市建設計画 総括図



今回生産緑地地区廃止区域
(岩園7生産緑地地区 1,140㎡)

凡 例	阪神間都市計画区域界	——	風致地区	第1種風致地区	
	阪神間都市計画区域 (芦屋国際文化住宅 都市建設計画) 区域界	——	第2種風致地区		
	市街化区域・市街化調整区域界	——	第3種風致地区		
	都市計画道路	——	高度地区	第1種高度地区	
	用途地域	第1種低層住居専用地域		第2種高度地区	
		第2種低層住居専用地域		第3種高度地区	
		第1種中高層住居専用地域		第4種高度地区	
		第2種中高層住居専用地域		高度利用地区	
	第1種住居地域		準防火地域		
	第2種住居地域		公園		
	近隣商業地域		緑地・緑道		
	商業地域		墓園		
	用途地域界	——	臨港地区		
	容積界	——	地区計画		
	上段容積率/下段建ぺい率		生産緑地地区		
		生産緑地地区廃止区域			

S=1:10,000



(白紙ページ)